

平成 30 年度の取組について

平成 30 年度の結核対策については、以下について取り組む。

1 DOTS マニュアルの改正

平成 26 年 3 月に作成した「東京都 DOTS マニュアル」について、平成 27 年 5 月及び平成 28 年 11 月の国の通知の改正により、修正が必要な個所が生じたため、「東京都 DOTS マニュアル」を改正する。

2 支援事例集の作成

結核患者への支援や接触者健診を検討する際の参考資料として、主に保健所が活用することを目的に平成 25 年 3 月「結核患者支援事例集」を作成した。前回作成した事例集から 5 年が経過し、都内における結核発生の動向にも変化があるため、現在の発生動向に伴う課題に則した結核患者支援事例集を作成する。

3 行動調査票の作成

平成 28 年 11 月に改正された「結核に関する特定感染症予防指針」において分子疫学的手法を用いた調査・研究が推奨されている。分子疫学調査を円滑に実施するためには分子疫学情報と患者の行動情報を統合し、患者間の疫学的関連性を見出す必要がある。そのため、共通項目で患者の行動情報が把握できる行動調査票を作成する。

4 服薬ノート (LTBI)、結核の健診を受ける方へ、問診票の翻訳

昨年度に引き続き外国出生者対策として、「服薬ノート (LTBI 用)」、「結核の健診を受ける方へ」、「問診票」を翻訳し、各保健所に提供する。

(翻訳言語)

英語、中国語 (簡体字)、中国語 (繁体字)、ベトナム語、ネパール語、韓国語、インドネシア語、シンハラ語、ミャンマー語、タイ語、タガログ語